

議案第89号

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例中一部改正の件

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のとおり一部改正しようとする  
ものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（これらの道路であって自転車道を設けるもの及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設

計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路  
(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第42条中「第9条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第43条第1項中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、この条例による改正後の芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例第9条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 説 明

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 <u>副道(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第9条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、車道の左端寄り</p>	<p>(車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

改正案	現 行
<p><u>(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(これらの道路であつて自転車道を設けるもの及び前項に規定する道路を除く。)</u>には、<u>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(自転車道)</p> <p>第10条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)</u>又は<u>第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)</u>の道路で設計速度が1時間につき<u>60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により</u></p>	<p>(自転車道)</p> <p>第10条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</u>には、<u>自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>

改正案	現 行
<p>やむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</u>（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 一略—</p> <p>（自転車歩行者道）</p> <p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 一略—</p> <p>（歩道）</p> <p>第12条 第4種（第4級を除く）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級</p>	<p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路</u>（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 一略—</p> <p>（自転車歩行者道）</p> <p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 一略—</p> <p>（歩道）</p> <p>第12条 第4種（第4級を除く）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側</p>

改正案	現 行
<p>の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 一略一</p> <p>(待避所)</p> <p>第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第42条 道道の区域を変更し、当該変更に係る部分を町道とする計画がある場合において、当該道道を当該町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第3項及び第5項、第8条第2項から第5項まで及び第8項、第9条第1項、<u>第10条第1項及び第2項</u>及び第3項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並び</p>	<p>に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 一略一</p> <p>(待避所)</p> <p>第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第42条 道道の区域を変更し、当該変更に係る部分を町道とする計画がある場合において、当該道道を当該町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第3項及び第5項、第8条第2項から第5項まで及び第8項、第9条第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条の規定の適用に</p>

改正案	現 行
<p>に第35条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、<u>第9条の2第3項</u>、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、この条例による改正後の芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例第9条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 一略一</p>